

はじめに

秋田県公立高等学校入学者選抜に係る検討委員会は、令和元年7月、秋田県教育委員会教育長から「望ましい高等学校入学者選抜制度の在り方について」諮問されたことを受け、同年同月に第1回を開催して以降、5回にわたり、有識者、学校現場、保護者というそれぞれの立場から意見を交換しながら、協議を深めてきた。

なお、協議を進めるに当たっては、諮問に先立ち秋田県教育委員会が中学校、高等学校を対象として実施した、「秋田県公立高等学校入学者選抜制度に係る調査」の結果も参考にした。

高等学校入学者選抜について、平成28年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」では、次のように示されている。「高等学校入学者選抜については、中学校における学びの成果を高等学校につなぐものであるとの認識に立ち、知識の理解の質を重視し、資質・能力を育んでいく次期学習指導要領の趣旨を踏まえた改善を図ることが求められる。」

また、平成29年告示の中学校学習指導要領及び平成30年告示の高等学校学習指導要領では、教育課程全体を通して育成することを目指す資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理し、これからを生きる子供たちが予想困難な社会の変化に主体的に関わり、よりよい社会と幸福な人生の作り手となることを求めている。

生徒がよりよい社会と幸福な人生の作り手となるための資質・能力を育成するためには、義務教育段階で身に付けておくべき資質・能力を十分に育成した上で、高等学校の学びにつなげていく必要があることから、高等学校入学者選抜の果たす役割は大きいと考える。

本答申は、変化の激しい社会を生きていくために必要な資質・能力の育成に向け、時代に即した適切な入学者選抜の在り方について提言するものである。学力の保障の観点に立ち、中学校から高等学校への学びの円滑な接続に資する入学者選抜制度が実現することを期待する。